

最高裁判所職員の皆さん、**リニア訴訟の原告適格**を認める判断を！

リニア工事認可取消訴訟は今、最高裁に上告中です

二〇一六年五月、リニア新幹線工事实施計画の認可取り消しを求めて、七百人余りが東京地裁に訴えた「ストップ・リニア！訴訟」は間もなく九年が経過します。

途中、東京地裁は、五百三十名を超える原告に「原告にそぐわない」として「原告適格」を認めないとする**中間判決**を言い渡しました。原告側は直ちに東京高裁に上訴（控訴）し、東京高裁は一昨年七月の判決で、一審で認めなかった三十六名の原告適格の再審理を地裁で行う判断を示しました。しかし一三〇名余りの原告の適格は認めませんでした。またも多数の原告適格を認めなかったこの高裁判決を不服として、私たちは最高裁に上告しました。

リニア工事による住民生活の安全や自然破壊を

訴える原告に適格を認めないのは誤りです

地裁の**中間判決**はリニアの環境アセスのずさんさやリニアの安全性を危惧する原告を一方的に排除するもので、高裁も基本的にそれを踏襲しています。

二〇二七年に品川・名古屋間で開業する計画だったリニア新幹線は工事が大幅に遅れています。建設・営業主体のJR東海自身は少なくとも開業は二〇三四年以降になるとしています。沿線では地下水の枯渇や地盤沈下、酸欠気泡の発生などの被害が起きており、中間駅や車両基地建設も工事の遅滞が相次いでおり、開業が十年以上遅れることは確実です。

私たちは、国交大臣のリニア工事認可が杜撰な環境影響調査を基にした評価書を丸呑みにして行われたものと考えます。最高裁の判事の皆さん、職員の皆さん、工事实施後に起きた事態を重く見て、中間判決を見直され、公正な判断を示されるよう要請します。

二〇二五年四月二四日

ストップ・リニア！訴訟原告団・弁護団

リニア工事の地下水枯渇、地盤沈下は沿線各地で広域化する恐れ

リニア工事認可取消訴訟は今、最高裁に上告中です

二〇一一年五月、リニア計画が認められ、翌年からJR東海による環境影響調査が三年間行われ、二〇一四年に環境影響評価書が提出され、工事实施計画が認可されました。

評価書では、工事や営業運転に伴う沿線の生活環境や自然環境に及ぼす影響は少ないとされました。しかし、環境影響調査の調査・評価が性急・ずさんであり、地質・地盤調査が極めて不_た足_ましていたことは明らかです。その証拠に、岐阜県瑞浪市大湫町ではリニアのトンネル工事が原因で井戸枯れや、最大十センチの地盤沈下が続いています。また、東京・町田市で酸素濃度わずか一%の酸欠気泡が民家敷地内に吹き出し、愛知県春日井市明知町で多数の井戸などが枯れる事態が起きています。そして、こうした事態についてJR東海は何の実効性のある対策を立てていないのです。先日_この国会審議で、瑞浪市の地下トンネルについてJR東海が事前に先進坑工事も行わず、向う見ずに本トンネル工事を進めていたことが明らかになりました。

住民の所有権や生活権を一方的に奪うリニア工事に、だれもが異議を訴えるのは当然です

沿線から離れている原告にはリニア工事の影響はない、沿線上に土地を所有している原告も買収の話があつてから争えばいい、そのような理由で東京高裁は多くの原告の適格を排除しました。国策事業でもあり、今や十兆五千億円に膨れ上がった巨大事業に対し国民誰れにも、裁判で異議を訴える権利と資格があります。リニア中間駅周辺では住民に対してJR東海による買収が行われています。土地所有者に対し第一に原告適格を認めるのは当然ではないでしょうか。

中間判決は誤っています。最高裁判事の皆さん、職員の皆さん、中間判決について十分に審査され、東京高裁に差し戻すなどの判断を下されるよう要請します。

二〇二五年四月二四日

ストップ・リニア！訴訟原告団・弁護団